

平成 22 年度 《通常総会議案書》

日時：平成 22 年 3 月 7 日(日) 13 時 00 分～13 時 30 分

会場：慶應義塾大学 三田キャンパス 北館3階

特定非営利活動法人

日本介護経営学会

特定非営利活動法人 日本介護経営学会

平成 22 年度 通常総会

日時:平成 22 年 3 月 7 日(日) 13 時 00 分～ 13 時 30 分

場所:慶應義塾大学 三田キャンパス 北館3階

《 議 題 》

I. 開会

II. 議長選出

III. 議事録署名人の選出

V. 議案

第1号議案:入退会会員について(資料1)

第2号議案:平成 21 年度事業報告について(資料2)

第3号議案:平成 21 年度収支決算報告について(資料3)

平成 21 年度監査報告について(資料4)

第4号議案:平成 22 年度事業計画(案)について(資料5)

第5号議案:平成 22 年度収支予算(案)について(資料6)

第6号議案:定款変更について(資料7)

第7号議案:その他

IV. 報告事項

報告事項1 平成 21 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業に係る調査研究事業の進捗状況について(資料8:別添資料とさせていただきます)

報告事項2 平成 22 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業国庫補助協議額調書等の申請について(資料9:別添資料とさせていただきます)

報告事項3 その他

VI. 閉会

第 1 号議案

【平成21年度 会員数推移表】

区分	入会年度	期首	期中増減			期末
			新規入会	異動 (個人⇔団体)	退会	
個人会員	17年度	101		0	-9	92
	18年度	45		0	0	45
	19年度	28		0	0	28
	20年度	14		0	-1	13
	21年度		22	0	0	22
計 (単位:人)		188	22	0	-10	200
団体会員	17年度	<u>11</u> / 39		<u>0</u> / 0	<u>0</u> / -1	<u>11</u> / 38
	18年度	<u>7</u> / 14		<u>0</u> / 0	<u>-1</u> / -1	<u>6</u> / 13
	19年度	<u>2</u> / 2		<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0	<u>2</u> / 2
	20年度	<u>1</u> / 1		<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0	<u>1</u> / 1
	21年度		<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0
計 (単位:団体 / 人)		<u>21</u> / 56	<u>0</u> / 0	<u>0</u> / 0	<u>-1</u> / -2	<u>20</u> / 54
合計 (単位:人)		244	22	0	-12	254

○平成21年度推移

個人会員

12名 増

団体会員

団体数 ±0

2名 減

合計

団体数 ±0

10名 増

第2号議案

書式第7号 事業計画書（法第10条関係）

平成21年度 事業報告書

平成21年1月1日から平成21年12月31日まで

特定非営利活動法人...日本介護経営学会

1 事業実施の方針

平成21年度は、特定非営利活動法人日本介護経営学会設立5年度である。昨年に引き続き、会員数の拡大を重点的に実施する。また研究事業を推進させ、会員からの研究計画公募、研究への要望等を募り、今後のわが国の介護経営の発展に寄与する。そのための介護経営概念の普及啓発のためのシンポジウム事業等を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲及び参加数	支出額(千円)
介護経営に係る研究会、講演会、研修会等の開催による教育事業	シンポジウム・総会等の開催	3月14日	慶應義塾大学(総会)	2人	会員 48人	1,149
		3月14日	慶應義塾大学(シンポジウム)	2人	不特定多数、一般市民・会員 63人	
		11月21日	藤女子大学(学術大会)	2人	不特定多数、一般市民・会員 58人	
	介護経営学研究会	1月20日 3月14日 9月15日 11月21日 12月10日	交通会館 慶應義塾大学 東京国際フォーラム 藤女子大学 八重洲倶楽部	10人	不特定多数 一般市民 参加者不明	
介護経営に関する学術誌、会誌等の刊行及びインターネット等による情報提供事業	学会誌のWEB上発行並びにHP開設による学会活動の普及啓発	年1回発行予定	法人事務所	5人	一般市民 約500人	1,148
	学会員の業績等のインターネット上公開	随時	法人事務所	1人	一般市民 不特定多数	
	インターネットを利用した介護経営実態把握・パブリックコメント募集	随時	法人事務所	2人	一般市民 不特定多数	

(2) その他の事業

実践としての介護経営に関する学術調査・研究事業	厚生労働省老人保健健康推進等事業	随時	法人事務所	1人	一般市民 不特定多数 参加者不明	14,310
-------------------------	------------------	----	-------	----	------------------------	--------

※支出内訳 平成21年 1月～3月(平成19年度分) 11,618千円
4月～12月(平成20年度分) 2,692千円

書式第10号(法第28条関係)

平成21年度 財産目録

平成21年12月31日現在

特定非営利活動法人 日本介護経営学会

科 目	金 額 (単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	0	
普通預金	8,461,850	
未収入金		
会費未収額	1,570,840	
流動資産合計		10,032,690
2 固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		10,032,690
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	6,253,786	
預り金	72,677	
流動負債合計		6,326,463
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		6,326,463
III 差引:正味財産		3,706,227

書式第10号(法第28条関係)

平成21年度 貸借対照表

平成21年12月31日現在

特定非営利活動法人 日本介護経営学会

科 目	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	8,461,850		
未収入金	1,570,840		
流動資産合計		10,032,690	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			10,032,690
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	6,253,786		
預り金	72,677		
流動負債合計		6,326,463	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			6,326,463
III 差引:正味財産			3,706,227

書式第12号(法第28条関係)

平成21年度 会計収支計算書

平成21年1月1日から平成21年12月31日まで

特定非営利活動法人日本介護経営学会
(単位:円)

科 目	予 算 額		実 績 額		予実対比	備考
(経常収支の部)						
I 経常収支の部						
1 会費・入会金収入						
入会金収入		200,000		220,000	20,000	
会費収入		2,000,000		2,326,550	326,550	
2 事業収入						
(1) 特定非営利活動に係る 事業収入		300,000		78,000	-222,000	
(2) その他の事業:厚労省老人保健等事業補助金 事業収入		12,000,000		9,000,000	-3,000,000	
3 補助金等収入		0		0	0	
地方公共団体補助金収入		0		0	0	
4 寄付金収入		0		0	0	
5 その他収入						
利息収入		3,000		3,053	53	
税金還付金等		0		88,427	88,427	
6 その他の事業会計からの繰入		0		0	0	
当期収入合計		14,503,000		11,716,030	0	-2,786,970
経常収入の合計		14,503,000		11,716,030	0	-2,786,970
II 経常支出の部						
1 事業費						
(1) 特定非営利活動に係る 事業費		900,000		749,020	-150,980	
(2) その他の事業:厚労省老人保健等事業補助金 事業費		23,616,820		14,310,522	-9,306,298	
2 管理費						
役員報酬		0		0	0	
給与手当		0		0	0	
事務管理委託費		1,260,000		1,260,000	0	
什器備品費		0		0	0	
光熱水費		0		0	0	
消耗品費		0		0	0	
通信運搬費		300,000		279,321	-20,679	
印刷製本費		0		0	0	
租税公課		0		1,000	1,000	
支払手数料 等		43,000		8,030	-34,970	
経常支出合計						
経常支出差額		26,119,820		16,607,893	-9,511,927	
III その他資金収入の部						
1 固定資産売却収入		0		0	0	
その他資金収入合計		0		0	0	
IV その他資金支出の部						
1 固定資産取得支出		0		0	0	
その他資金支出合計		0		0	0	
当期収支差額		-11,616,820		-4,891,863	6,724,957	
前期繰越収支差額		0		13,353,713	0	
次期繰越収支差額		-11,616,820		8,461,850	6,724,957	

(単位：円)

科 目	予 算 額		実 績 額		予実対比	備考
(正味資産増減の部)						
V 正味資産増加の部						
1 資産増加額		0		0		
当期収支差額(再掲)		0		0		
2 負債減少額		11,616,820		0		
未払費用減少額				5,363,034		
増加額合計		11,616,820		5,363,034		
VI 正味資産減少の部						
1 資産減少額						
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		-11,616,820		-4,891,863		
未収金減少額				-450,000		
2 負債増加額		0				
減少額合計		0		-72,677		
		-11,616,820		0		-5,414,540
当期正味財産増加額		23,233,640		0		-51,506
前期繰越正味財産額		3,757,733		0		3,757,733
当期正味財産合計		26,991,373		0		3,706,227

<重要な会計方針>

当学会は、会員からの会費により運営する事業と厚生労働省からの補助金を財源として実施する事業を行っております。

当事業年度における収支計算書には、平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）と平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る補助事業のうち当学会の事業年度すなわち平成21年1月1日から平成21年12月31日に係る事業実績が計上されており、それは以下のとおりであります。

平成20年度分	収入	0円	支出	11,618,558円
平成21年度分	収入	9,000,000円	支出	2,691,964円
	合計	9,000,000円		14,310,522円

なお、平成21年度分については、現在、事業遂行中であり、上記21年度補助事業の収支差額6,253,786円が当期収支差額に含まれております。また、平成20年度補助金事業に係る厚生労働省に対する収支額の総額は14,001,738円であります。

以上

監査報告書

特定非営利活動法人 日本介護経営学会

会 長 田 中 滋 殿

平成 22 年 2 月 / 日

特定非営利活動法人 日本介護経営学会

監 事

宮内 忍



監 事

阿部信子



私たちは、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの平成 20 年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

第4号議案

書式第7号 事業計画書（法第10条関係）

平成22年度 事業計画書（案）

平成22年1月1日から平成22年12月31日まで

特定非営利活動法人...日本介護経営学会

1 事業実施の方針

今年度は、会員数の拡大を重点的に実施する。また研究事業を推進させ、会員からの研究計画公募、研究への要望等を募り、今後のわが国の介護経営の発展に寄与する。そのための介護経営概念の普及啓蒙のためのシンポジウム事業等を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
介護経営に係る研究会、講演会、研修会等の開催による教育事業	総会シンポジウムの開催	3月7日	慶應義塾大学	1人	一般市民・会員 約100人	1,300
	学術大会の開催	11月19日	兵庫県立大学	2人	一般市民・会員 約200人	
	介護経営学研究会	3ヶ月から4ヶ月に1回	東洋大学他	10人	一般市民 不特定多数	
介護経営に関する学術誌、会誌等の刊行及びインターネット等による情報提供事業	学会誌のWEB上発行並びにHPによる学会活動の普及及び啓発	年1回発行予定	法人事務所	5人	一般市民 約500人	1,203
	学会員の業績等のインターネット上公開	随時	法人事務所	1人	一般市民 不特定多数	
	ホームページの充実	随時	法人事務所	1人	会員 不特定多数	

(2) その他の事業

実践としての介護経営に関する学術調査・研究事業	厚生労働省老人保健健康推進等事業	随時	法人事務所	1人	一般市民 不特定多数	16,308
-------------------------	------------------	----	-------	----	---------------	--------

※支出内訳 平成22年 1月～3月（平成21年度分） 6,308千円
4月～12月（平成22年度分） 10,000千円

平成22年度 収支予算書(案)
平成22年1月1日から平成22年12月31日まで

特定非営利活動法人日本介護経営学会
(単位:円)

科 目	前年度予算額	当年度予算額	増減	備考
(経常収支の部)				
I 経常収支の部				
1 会費・入会金収入				
入会金収入	200,000	200,000	0	
会費収入	2,000,000	2,000,000	0	
2 事業収入				
(1) 特定非営利活動に係る 事業収入	300,000	300,000	0	
(2) その他の事業:厚労省老人保健等事業補助金 事業収入	12,000,000	10,000,000	-2,000,000	
3 補助金等収入	0	0	0	
地方公共団体補助金収入	0	0	0	
4 寄付金収入	0	0	0	
5 その他収入				
利息収入	3,000	3,000	0	
税金還付金	0	0	0	
6 その他の事業会計からの繰入	0	0	0	
当期収入合計	14,503,000	12,503,000	0	-2,000,000
経常収入の合計	14,503,000	12,503,000	0	-2,000,000
II 経常支出の部				
1 事業費				
(1) 特定非営利活動に係る 事業費	900,000	900,000	0	
(2) その他の事業:厚労省老人保健等事業補助金 事業費	23,616,820	16,308,036	-7,308,784	
2 管理費				
役員報酬	0	0	0	
給与手当	0	0	0	
事務管理委託費	1,260,000	1,260,000	0	
什器備品費	0	0	0	
光熱水費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
通信運搬費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	0	0	0	
租税公課	0	0	0	
支払手数料 等	43,000	61,427	18,427	
経常支出合計				
経常支出差額	26,119,820	18,829,463	-7,290,357	
III その他資金収入の部				
1 固定資産売却収入	0	0	0	
その他資金収入合計	0	0	0	0
IV その他資金支出の部				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
その他資金支出合計	0	0	0	0
当期収支差額	-11,616,820	-6,326,463	5,290,357	
前期繰越収支差額	0	8,461,850	0	
次期繰越収支差額	-11,616,820	2,135,387	5,290,357	

資料6-2
(単位：円)

科 目	前年度予算額	当年度予算額	増減	備考
(正味資産増減の部)				
V 正味資産増加の部				
1 資産増加額	0	0		
当期収支差額(再掲)				
未入金増加額	0	0		
2 負債減少額	11,616,820	6,253,786 72,677		
未払費用減少額				
預り金減少額				
増加額合計	11,616,820	6,326,463		
VI 正味資産減少の部				
1 資産減少額		0		
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)	-11,616,820	-6,326,463		
2 負債増加額	0	0		
	0	0		
減少額合計	-11,616,820	-6,326,463		
当期正味財産増加額	0	0		
前期繰越正味財産額	3,757,733	3,706,227		
当期正味財産合計	3,757,733	3,706,227		

○前期末現預金残高 8,461,850円

○当期末現預金残高 2,135,387円

<重要な会計方針>

当学会は、会員からの会費により運営する事業と厚生労働省からの補助金を財源として実施する事業を行っております。当年度収支予算書には、平成21年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)と平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)に係る補助事業のうち当学会の事業年度すなわち平成22年1月1日から平成22年12月31日に係る予算が計上されており、それは以下のとおりであります。

平成21年度分	収入	0円	支出	6,308,036円
平成22年度分	収入	10,000,000円	支出	10,000,000円
	合計	10,000,000円		16,308,036円

また、前年度収支予算書には、平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)と平成21年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)に係る補助事業のうち当学会の事業年度すなわち平成21年1月1日から平成21年12月31日に係る予算が計上されており、それは以下のとおりであります。

平成20年度分	収入	0円	支出	11,616,820円
平成21年度分	収入	12,000,000円	支出	12,000,000円
	合計	12,000,000円		23,616,820円

以上

第6号議案 定款改正：会員種別の変更（学生会員の創設）について

従来の会員種別に加え、新たに「学生会員」を新設したく、ご承認をお願いしたいと存じます。定義等の詳細は以下の通りでございます。

1 学生会員の新設について

- ・ 定款の「第3章 会員 第6条」に学生会員を規定する。定款変更比較表参照。
- ・ 学生会員の定款上の規定は、「学生会員：この法人の目的に賛同して入会した大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校に籍を置く学生。」とする。
- ・ 学生会員の新年度有効の学生証のコピー、在学証明書など、学生の身分を証明するものを、事務局に郵送して確認する。
- ・ 学生会員には、以下の特定を明記する。①入会金 10,000 円を無料とする、②学生会員から正会員への移行時の入会金 10,000 円を無料とする。
- ・ 会費は正会員と同様とし、学生会員となった後の事務処理が簡略化できるようにする。
- ・ 当該定款は、平成22年4月1日付で施行する。

以上

定款変更案（比較表）（案）

変更前	変更後（案）
<p>第3章 会員 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の4種とし、個人会員及び団体会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 個人会員：この法人の目的に賛同して入会した個人。</p> <p>(2) 団体会員：この法人の目的に賛同して入会した団体。</p> <p>(3) 賛助会員：この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。</p> <p>(4) 名誉会員：介護経営の領域において顕著な業績を挙げた個人もしくは団体、又はこの法人の運営に功績のあった個人ないしは団体で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人もしくは団体。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。</p> <p>2 名誉会員以外の個人会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。</p> <p>3 名誉会員以外の会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。</p> <p>4 会長は、第2項、第3項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 名誉会員は、理事会の推薦と総会の承認、本人の承認をもって会員となる。</p>	<p>第3章 会員 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の5種とし、個人会員及び団体会員、学生会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 個人会員：この法人の目的に賛同して入会した個人。</p> <p>(2) 団体会員：この法人の目的に賛同して入会した団体。</p> <p>(3) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校に籍を置く学生。</p> <p>(4) 賛助会員：この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。</p> <p>(5) 名誉会員：介護経営の領域において顕著な業績を挙げた個人もしくは団体、又はこの法人の運営に功績のあった個人ないしは団体で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人もしくは団体。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。</p> <p>2 名誉会員以外の個人会員及び団体会員、学生会員、賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。</p> <p>3 名誉会員以外の会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。</p> <p>3 会長は、第2項、第3項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 名誉会員は、理事会の推薦と総会の承認、本人の承認をもって会員となる。</p>

変更前	変更後（案）
<p>（総会の構成）</p> <p>第 21 条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。</p> <p>（総会の開催）</p> <p>第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 個人会員及び団体会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>（総会の議長）</p> <p>第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した個人会員及び団体会員の中から会長が選出する。</p> <p>（総会の定員数）</p> <p>第 26 条 総会は、個人会員及び団体会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。</p> <p>（総会の議決）</p> <p>第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した個人会員及び団体会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（総会での表決権等）</p> <p>第 28 条 個人会員及び団体会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない個人会員及び団体会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の個人会員及び団体会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した個人会員及び団体会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人会員及び団体会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>（総会の構成）</p> <p>第 21 条 総会は、個人会員及び団体会員、学生会員をもって構成する。</p> <p>（総会の開催）</p> <p>第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 個人会員及び団体会員、学生会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>（総会の議長）</p> <p>第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した個人会員及び団体会員、学生会員の中から会長が選出する。</p> <p>（総会の定員数）</p> <p>第 26 条 総会は、個人会員及び団体会員、学生会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。</p> <p>（総会の議決）</p> <p>第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した個人会員及び団体会員、学生会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（総会での表決権等）</p> <p>第 28 条 個人会員及び団体会員、学生会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない個人会員及び団体会員、学生会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の個人会員及び団体会員、学生会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した個人会員及び団体会員、学生会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人会員及び団体会員、学生会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>

変更前	変更後（案）
<p>第 7 章 定款の変更、解散及び合併 （定款の変更）</p> <p>第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び団体会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>（解 散）</p> <p>第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 個人会員及び団体会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、個人会員及び団体会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>（合 併）</p> <p>第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において個人会員及び団体会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>第 7 章 定款の変更、解散及び合併 （定款の変更）</p> <p>第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び団体会員、学生会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>（解 散）</p> <p>第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 個人会員及び団体会員、学生会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、個人会員及び団体会員、学生会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>（合 併）</p> <p>第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において個人会員及び団体会員、学生会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
<p>別表 2 入会金及び年会費</p> <p>(1) 入会金 個人会員 1 万円、団体会員 5 万円、賛助会員 5 万円、名誉会員 0 円</p> <p>(2) 年会費 個人会員 1 万円、団体会員 1 万円、賛助会員 1 口 2 万円（1 口以上）、名誉会員 0 円</p>	<p>別表 2 入会金及び年会費</p> <p>(1) 入会金 個人会員 1 万円、団体会員 5 万円、学生会員 0 円、賛助会員 5 万円、名誉会員 0 円</p> <p>(2) 年会費 個人会員 1 万円、団体会員 1 万円、学生会員 1 万円、賛助会員 1 口 2 万円（1 口以上）、名誉会員 0 円</p>

特定非営利活動法人 日本介護経営学会 定款 (案)

The Japanese Association of Business Management for Long-Term Care

制定 平成17年10月25日
改正 平成18年 4月 1日 役員変更
平成20年 4月 1日 所在地移転
平成22年 4月 1日 会員種別

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本介護経営学会とする。

2 この法人の英語名称は、Non Profit Organization of the Japanese Association of Business Management for Long Term Care とする。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座一丁目5番15号ドゥーミラン銀座ビル5階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民及び介護保険事業の経営に関心を有する全ての者に対して、多様な連携を視野に入れた経営戦略、個別介護事業の経営管理、介護市場をめぐる問題点の整理と解決等の研究課題を達成するために介護経営の教育指導、情報提供、調査研究、研究成果の公表に関する事業等を実施する。これらの活動により、わが国における介護保険事業及び障害児者施策を含む関連保健医療福祉事業の経営に関する学術研究の発展を図り、介護関連事業等の効率的な経営による国民の福祉の増進を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 介護経営に係る研究会、講演会、研修会等の開催による教育事業

- (2) 介護経営に関する学術誌、会誌等の刊行及びインターネット等による情報提供事業
- (3) 介護経営に関する学術調査・研究事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業
 - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 出版物への広告掲載事業
 - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、個人会員及び団体会員、**学生会員**をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員：この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 団体会員：この法人の目的に賛同して入会した団体。
- (3) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校に籍を置く学生。**
- (4) 賛助会員：この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。
- (5) 名誉会員：介護経営の領域において顕著な業績を挙げた個人もしくは団体、又はこの法人の運営に功績のあった個人ないしは団体で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人もしくは団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 名誉会員以外の個人会員**及び団体会員、学生会員、賛助会員**として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

~~3 名誉会員以外の会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。~~

3 会長は、第2項、**第3項**の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 名誉会員は、理事会の推薦と総会の承認、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員以外の会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上 25人以内
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、副会長を1名以上3名以内で置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、個人会員の中から理事会において選任し、総会で決定する。

- 2 会長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 副会長は会長が指名し、理事会において承認する。
- 4 監事は、総会において選任する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令、定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長できる。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会において出席者総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、個人会員及び団体会員、**学生会員**をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (6) 残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 個人会員及び団体会員、**学生会員**の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した個人会員及び団体会員、**学生会員**の中から会長が選出する。

(総会の定員数)

第 26 条 総会は、個人会員及び団体会員、**学生会員**総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した個人会員及び団体会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 個人会員及び団体会員、**学生会員**の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない個人会員及び団体会員、**学生会員**は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の個人会員及び団体会員、**学生会員**を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した個人会員及び団体会員、**学生会員**は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人会員及び団体会員、**学生会員**は、その議事の議決に加わることができない。

(総会での議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 個人会員及び団体会員、**学生会員**総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名した上、この議事録をこの法人の事務所において 5 年間保存しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定める事項の他、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関して必要な事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に抱える場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から会長が指名する。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会での議事録)

第 38 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名した上、この議事録をこの法人の事務所において 5 年間保存しなければならない。

第 6 章 資 産

(構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 章 会 計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、当年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び団体会員、**学生会員**の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 個人会員及び団体会員、**学生会員**の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、個人会員及び団体会員、**学生会員**総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において個人会員及び団体会員、**学生会員**総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表 1 のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 12 月 31 日決算に係る通常総会の終結日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び月会費は、第 8 条の規定にかかわらず、別表 2 に掲げる額とする。

別表1 設立当初の役員

役 職	氏名
会 長	田中 滋
副会長	小笠原 浩一
副会長	小山 秀夫
副会長	栃本 一三郎
理 事	天本 宏
理 事	宇田 淳
理 事	江口 隆裕
理 事	岸田 宏司
理 事	児玉 安司
理 事	齊藤 正身
理 事	島津 望
理 事	関田 康慶
理 事	高木 安雄
理 事	田島 誠一
理 事	西村 秋生
理 事	野口 一重
理 事	橋本 伸也
理 事	藤林 慶子
監 事	宮内 忍
監 事	阿部 信子

別表2 入会金及び年会費

- (1) 入会金 個人会員1万円、団体会員5万円、**学生会員0円**、賛助会員5万円、名誉会員0円
- (2) 年会費 個人会員1万円、団体会員1万円、**学生会員1万円**、賛助会員1口 2万円(1口以上)、名誉会員0円